

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○家畜伝染病検査の命令（6件）……………（畜産振興課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	40

告 示

北海道告示第513号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 広 島 市 平成19年10月1日から平成20年1月25日まで

当 別 町 同 10月15日から11月2日まで

石 狩 市 同

森 町 同 8月13日から10月12日まで

七 飯 町 平成20年1月21日から3月14日まで

黒 松 内 町 平成19年10月15日から11月30日まで

長 沼 町 同 9月10日から12月7日まで

月 形 町 同

深 川 市 同

音 威 子 府 村 同 9月10日から11月2日まで

占 冠 村 同

東 神 楽 町	同	10月22日から12月28日まで
浜 頓 別 町	同	9月10日から11月22日まで
猿 払 村	同	10月15日から12月28日まで
美 幌 町	同	10月29日から平成20年1月18日まで
訓 子 府 町	同	11月5日から平成20年2月1日まで
佐 呂 間 町	同	9月18日から12月14日まで
滝 上 町	同	10月9日から平成20年1月11日まで
池 田 町	同	8月13日から10月12日まで
帯 広 市	同	8月20日から10月19日まで
大 樹 町	同	9月3日から9月21日まで
清 水 町	同	8月27日から11月2日まで
浦 幌 町	同	9月10日から11月16日まで
新 得 町	同	9月25日から11月30日まで
足 寄 町	同	10月22日から12月28日まで
幕 別 町	同	11月5日から平成20年1月4日まで
陸 別 町	平成20年1月8日から3月14日まで	
釧 路 市	平成19年9月18日から12月14日まで	
白 糠 町	同	9月3日から11月30日まで
浜 中 町	同	10月1日から平成20年1月18日まで
羅 臼 町	同	10月1日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第514号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の
市 町 村 名
実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

恵庭市	同	平成19年10月29日から12月7日まで
八雲町	同	10月1日から12月21日まで
今金町	同	8月20日から10月5日まで
厚沢部町	同	9月11日から10月9日まで
士別市	同	9月3日から11月16日まで
幌延町	同	9月3日から11月30日まで
天塩町	同	10月1日から12月21日まで
遠軽町	同	10月9日から12月21日まで
湧別町	同	8月13日から11月9日まで
北見市	同	11月19日から平成20年2月1日まで
浦河町	同	9月3日から11月30日まで
様似町	同	
えりも町	同	
士幌町	同	8月13日から11月2日まで
音更町	同	9月10日から11月22日まで
上士幌町	同	10月9日から12月28日まで
芽室町	同	11月5日から平成20年1月11日まで
鹿追町	同	11月12日から平成20年1月25日まで
更別村	同	11月19日から平成20年1月25日まで
幕別町	同	12月25日から平成20年2月29日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第515号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の
市 町 村 名
実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 広 島 市	同	平成19年10月1日から平成20年1月25日まで
当 別 町	同	10月15日から11月2日まで
石 狩 市	同	
森 町	同	8月13日から10月12日まで
七 飯 町	同	平成20年1月21日から3月14日まで
黒 松 内 町	同	平成19年10月15日から11月30日まで
長 沼 町	同	9月10日から12月7日まで
月 形 町	同	
深 川 市	同	
音 威 子 府 村	同	9月10日から11月2日まで
占 冠 村	同	
東 神 楽 町	同	10月22日から12月28日まで
浜 頓 別 町	同	9月10日から11月22日まで
猿 払 村	同	10月15日から12月28日まで
美 幌 町	同	10月29日から平成20年1月18日まで
訓 子 府 町	同	11月5日から平成20年2月1日まで
佐 呂 間 町	同	9月18日から12月14日まで
滝 上 町	同	10月9日から平成20年1月11日まで
池 田 町	同	8月13日から10月12日まで
帯 広 市	同	8月20日から10月19日まで
大 樹 町	同	9月3日から9月21日まで
清 水 町	同	8月27日から11月2日まで
浦 幌 町	同	9月10日から11月16日まで
新 得 町	同	9月25日から11月30日まで
足 寄 町	同	10月22日から12月28日まで
幕 別 町	同	11月5日から平成20年1月4日まで
陸 別 町	同	平成20年1月8日から3月14日まで
釧 路 市	同	平成19年9月18日から12月14日まで
白 糠 町	同	9月3日から11月30日まで
浜 中 町	同	10月1日から平成20年1月18日まで

羅 白 町 平成19年10月1日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第516号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
- 牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- | 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|-------------|--------------------------------|
| 森 町 | 平成19年8月13日から10月12日まで |
| 七 飯 町 | 平成20年1月21日から3月14日まで |
| 松 前 町 | 平成19年12月10日から平成20年2月22日まで |
| 今 金 町 | 同 9月18日から11月15日まで |
| 江 差 町 | 同 10月1日から12月7日まで |
| 上 ノ 国 町 | 同 |
| 乙 部 町 | 同 |
| 黒 松 内 町 | 同 10月15日から11月30日まで |
| 長 沼 町 | 同 9月10日から12月7日まで |
| 月 形 町 | 同 |
| 深 川 市 | 同 |
| 音 威 子 府 村 | 同 9月10日から11月2日まで |
| 占 冠 村 | 同 |
| 東 神 楽 町 | 同 10月22日から12月28日まで |

- | | | |
|---------|---|----------------------|
| 浜 頓 別 町 | 同 | 9月10日から11月22日まで |
| 猿 払 村 | 同 | 10月15日から12月28日まで |
| 美 幌 町 | 同 | 10月29日から平成20年1月18日まで |
| 訓 子 府 町 | 同 | 11月5日から平成20年2月1日まで |
| 佐 呂 間 町 | 同 | 9月18日から12月14日まで |
| 滝 上 町 | 同 | 10月9日から平成20年1月11日まで |
| 白 老 町 | 同 | 10月1日から平成20年2月29日まで |
| 大 樹 町 | 同 | 10月9日から12月14日まで |
| 池 田 町 | 同 | 12月17日から平成20年2月29日まで |
| 釧 路 市 | 同 | 9月18日から12月14日まで |
| 白 糠 町 | 同 | 9月3日から11月30日まで |
| 浜 中 町 | 同 | 10月1日から平成20年1月18日まで |
| 羅 白 町 | 同 | 10月1日から11月30日まで |

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第517号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
- 馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- | 実施する区域の市町村名 | 実施の期日（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） |
|-------------|--------------------------------|
| 標 茶 町 | 平成19年10月22日から11月30日まで |
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第518号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

岩 見 沢 市 平成19年9月3日から平成20年3月29日まで

由 仁 町 同

北 見 市 同 10月1日から平成20年3月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第519号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに千歳市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
江差町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡新十津川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、新十津川町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市・勇払郡占冠村（以上1市1村について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

占冠村（次の図に示す部分に限る。）、富良野市

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上富良野町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

